様式２６－４

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和７年８月１日　至　令和８年７月31日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人社団高陵会

①　□ 財団　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　□ 特定医療法人　□ 出資額限度法人

■ その他

③　□ 基金制度採用　■ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　岐阜県恵那市長島町正家三丁目９番地12

(3) 設立認可年月日　　平成１４年８月１３日

(4) 設立登記年月日　　平成１４年８月１３日

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	恵那ファミリークリニック	2111700700	岐阜県恵那市長島町正家三丁目９番地12	

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
メディカルフットネス　ｆａｍｉｌｉａｒ	岐阜県恵那市長島町正家三丁目９番地９	
えな訪問看護ステーション　ｆａｍｉｌｉａｒ	岐阜県恵那市長島町正家三丁目９番地12	

（３）当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和７年９月２５日　　令和６年度決算の決定

令和７年１２月１日　　訪問看護事業開設及び定款変更

令和７年１２月２２日　監事選任

様式２６－３

法人名 医療法人社団 高陵会
所在地 岐阜県恵那市長島町正家三丁目９番地１２

※医療法人整理番号	0	0	5	3	8

財　産　目　録

（令和8年7月31日現在）

１．資　産　額　605,250 千円
２．負　債　額　108,815 千円
３．純　資　産　額　496,435 千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ　流　動　資　産		129,991
Ｂ　固　定　資　産		475,259
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	605,250
Ｄ　負　債　合　計		108,815
Ｅ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	496,435

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（□ 法人所有　□ 賃借　■ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式２６－１－４（旧法：診療所を開設する医療法人）

法人名　医療法人社団 高陵会
所在地　岐阜県恵那市長島町正家三丁目９番地１２

※医療法人整理番号	0	0	5	3	8

貸　借　対　照　表

（令和8年7月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	129,991	Ⅰ 流動負債	59,615
Ⅱ 固定資産	475,259	Ⅱ 固定負債	49,200
1 有形固定資産	219,533	負債合計	108,815
2 無形固定資産	1,443	純資産の部	
3 その他の資産	254,283	科目	金額
		Ⅰ 資本金	9,500
		Ⅱ 資本剰余金	0
		Ⅲ 利益剰余金	486,935
		Ⅳ 評価・換算差額等	0
		純資産合計	496,435
資産合計	605,250	負債・純資産合計	605,250

様式２６－２－２（診療所を開設する医療法人）

法人名　医療法人社団 高陵会
所在地　岐阜県恵那市長島町正家三丁目９番地１２

※医療法人整理番号	0	0	5	3	8

損　益　計　算　書

（自　令和7年8月1日　　至　令和8年7月31日）

（単位：千円）

科　目	金　額
Ⅰ 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	467,600
2 事業費用	480,759
本来業務事業損失	13,159
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	13,159
Ⅱ 事業外収益	4,636
Ⅲ 事業外費用	404
経常損失	8,927
Ⅳ 特別利益	11,176
Ⅴ 特別損失	2,325
税引前当期純損失	76
法人税等	396
当期純損失	472

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
　　２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式２６－５

監　事　監　査　報　告　書

医療法人社団 高陵会
理事長　高木 應俊　　殿

私は、医療法人社団 高陵会の令和７会計年度（令和７年８月１日から令和８年７月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。

(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和８年９月25日
医療法人社団 高陵会
監事　高木 博仲